包括的禁止命令

平成２２年（再）第１１１号

東京都港区南青山６丁目７番15号　ラ・ヴォーグ南青山501

再生債務者　株式会社麻布はせ甚

主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成23年11月14日

東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２３年（再）第８７号

東京都荒川区東尾久３丁目20番10号

再生債務者　斎藤　和子

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都新宿区新宿１丁目６番８号鈴木旗店ビル３階　小林明子法律事務所　弁護士　小林　明子

平成23年11月15日

東京地方裁判所民事第20部

監督命令変更

平成２０年（再）第１７５号

広島県広島市中区上八丁堀４番１号

再生債務者　株式会社アーバンコーポレイション

主文　平成20年８月13日にした監督命令（平成21年３月30日変更）に、次の事項を加える。

７　再生債務者が次のものを支出するには、監督委員の同意を得なければならない。

⑴　弁護士業務及びファイナンシャルアドバイザー業務に関し支払われる費用

⑵　上記以外の300万円以上の支出

平成23年11月14日

東京地方裁判所民事第20部

書面による決議に付する決定

平成２０年（再）第３号

鹿児島市宮之浦町207番地11

再生債務者　株式会社樟南

１　決議に付する再生計画案　平成23年９月28日付け再生債務者提出の変更再生計画案

２　再生計画案に対する回答期間　平成24年１月13日まで

平成23年11月15日

鹿児島地方裁判所民事第３部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１号

広島市佐伯区五日市７丁目13番31号

再生債務者　株式会社太幹工業

１　決議に付する計画案　平成23年10月４日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成23年12月20日午前10時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成23年12月19日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年12月19日

平成23年11月16日

広島地方裁判所民事第４部

再生計画認可

平成２２年（再）第９１号

東京都千代田区神田司町２丁目７番地

再生債務者　日本振興銀行株式会社

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成23年11月15日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第５号

東京都墨田区両国１丁目10番７号

再生債務者　中小企業信用機構株式会社

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成23年11月16日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１９年（再）第２号

岡山県倉敷市児島田の口１丁目６番48号

再生債務者　株式会社共オリ

代表者代表取締役　石井　浩平

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成23年11月８日

岡山地方裁判所第３民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２２年（再）第１１１号

東京都港区南青山６丁目７番15号　ラ・ヴォーグ南青山501

再生債務者　株式会社麻布はせ甚

１　主文　本件再生手続を廃止する。

再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　東京都港区赤坂１―12―32アーク森ビル29階　西村あさひ法律事務所　弁護士　宮崎信太郎

３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。

平成23年11月14日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１５７号

千葉県千葉市若葉区東寺山町423番地１　エステ・スクエア千葉Ｂ―303号

再生債務者　飯塚　鉄也

１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年12月６日まで

４　一般異議申述期間　平成23年12月20日から平成24年１月４日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第７９号

埼玉県三郷市彦江１丁目４番地９

再生債務者　板垣　和義

１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年12月７日まで

４　一般異議申述期間　平成23年12月21日から平成23年12月28日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第８７号

埼玉県春日部市大場1268番地１　ロイヤル島田102

再生債務者　下東　廣政

１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年12月７日まで

４　一般異議申述期間　平成23年12月21日から平成23年12月28日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第２５５号

千葉県船橋市芝山６丁目56番５号

再生債務者　寺井　敬彦

１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年12月７日まで

４　一般異議申述期間　平成23年12月21日から平成24年１月４日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第２７２号

千葉市稲毛区園生町1312番地１　ルネサンスアリーナ稲毛102号

再生債務者　半田　　正

１　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年12月７日まで

４　一般異議申述期間　平成23年12月21日から平成24年１月４日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第９号

北海道日高郡新ひだか町東静内147番地

再生債務者　三橋　義明

１　決定年月日時　平成23年11月17日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年12月８日まで

４　一般異議申述期間　平成23年12月22日から平成24年１月４日まで

札幌地方裁判所浦河支部再生係